

かけはしコラム

家庭と地域との心の架け橋を目指し、

R5.5月号

子どもとの関わり方の一助となれる言葉を発信していきます

子どもを権利の主体として 大切に育みましょう

コロナ前のGWに戻ってきました。この三年で子どもを取り巻く環境は激変し、しんどい状況の子は、よりしんどくなりました。社会の負の影響は、弱い立場の人に押し寄せます。子どもは、環境の影響を一番受けやすいです、つまり良い影響も悪い影響も…。すべての子が、平等に大切に愛されるべき尊い存在と皆様お考えのことかと思えます。しかし、子どもによってはその背景に格差を抱えているときがあります。機会が平等でも、結果的に不平等に…。格差が是正されてこそ「真の公平」ではないかとわたしは、思います。

こども家庭庁では、機能別にこども成育局・こども支援局と言ってすべての子を大切に育む組織体が始動しています。子どもの権利条約に照らし合わせて、地域総がかりで安全安心な環境を整えていきたいですね。子どもにとって安全安心な地域づくりは、すべての人が住みやすいまちづくりです。全ての人のしあわせづくりが始まっています…。

～子ども幸せのために～

こども基本法

- ★生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）




すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ★子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ★子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ★差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約 4つの柱

<p>1 生きる権利</p> 	<p>2 育つ権利</p> 
<p>3 守られる権利</p> 	<p>4 参加する権利</p> 

©日本ユニセフ協会 イラスト：Hiromi Ushijima